

# 身体拘束等適正化のための指針

作成日 令和5年4月1日

医療法人 光誠会

株式会社 光誠会

## 1 身体拘束などの適正化に関する基本的な考え方

### (1) 事業所としての理念

#### ① 身体拘束の原則禁止

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限する事で不安、怒り、屈辱、諦めと言った多大な精神的苦痛を与える可能性があります。医療法人光誠会及び株式会社光誠会（以下、本事業所）は、利用者の尊厳に基づき、安心・安全が確保される様に基本的な取り組みを作成し、本事業所を運営していますので、身体的・精神的影響を招く恐れのある身体的拘束は、緊急やむを得ない場合を除き原則実施していません。

#### ② 身体的拘束に該当する具体的な行為

（介護保険指定基準において禁止の対象となる具体的な行為 令和元年9月現在）

- 1, 徘徊しない様に、車イスやイス、ベットに体幹や四肢をひも等で縛る
- 2, 転落しない様に、ベットに体幹や四肢をひも等で縛る
- 3, 自分で降りられない様に、ベット柵を柵（サイドレール）で囲む
- 4, 点滴、経管栄養等のチューブを抜かない様に、四肢をひも等で縛る
- 5, 点滴、経管栄養等のチューブを抜かない様に、又は皮膚を掻きむしらない様に、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- 6, 車イスやイスからずり落ちたり、立ち上がったたりしない様に、Y字型抑制帯や腰ベルト、車イステーブルをつける
- 7, 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げる様なイスを使用する
- 8, 脱衣やおむつ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- 9, 他人への迷惑行為を防ぐために、ベット等に体幹や四肢をひも等で縛る
- 10, 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服薬させる
- 11, 自分の意志で開く事の出来ない居室等に隔離する

#### ③ 目指すべき目標

3要件（切迫性、非代替性、一時性）の全てに該当すると委員会において判断された場合、本人様・家族様への説明・確認を得て拘束を実施する場合がありますが、その場合も利用者の態様や介護の見直し等により、拘束の解除に向けて取り組みます。

### (2) 本事業所としての方針

次の取り組みを通して身体的拘束の必要性を除く様に努めます。

- ① 利用者の理解と基本的なケアの向上により、身体的拘束リスクを除きます。利用者の特徴を日々の状況から十分に理解し、身体的拘束を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くための対策を実施します。
- ② 責任ある立場の職員が率先して事業所全体の資質向上に努めます。管理者が率先して施設内外の研修に参加するなど、事業所全体の知識・技能の水準が向上する仕組みをつくります。特に、認知症及び認知症による行動・心理状態について法人全体で習熟に努めます。
- ③ 身体的拘束適正化のため本人様・家族様と話し合います。家族様と本人様にとってより居心地のいい環境・ケアについて話し合い、身体的拘束を希望されても、そのまま受け入れるのではなく、対応を一緒に考えます。

## 2 身体拘束等適正化のための体制

次の取り組みを継続的に実施し、身体的拘束適正化の体制を維持・強化します。

### (1) 身体拘束等適正化の検討を実施

身体的拘束適正化委員会（以下、「委員会」とする）を設置し、身体的拘束適正化を目指すための取り組みを等の確認・改善を検討します。過去に身体的拘束を実施していた利用者に係わる状況の確認を含みます。委員会は、3ヶ月に1回の頻度で開催します。特に、緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合（実施を開始する場合を含む）には、身体的拘束の実施状況の確認や3要件を具体的に検討します。

- (2) 身体的拘束適正化委員会の構成員  
医療法人光誠会緩和ケアホーム施設長 しろばと訪問看護管理者 しろばと  
訪問介護管理者及び介護職員 しろばとケアプランセンター管理者 医療法  
人光誠会事務局
- (3) 構成員の役割  
招集者 担当者 岡崎弘美  
記録者 医療法人光誠会事務局
- (4) 委員会における身体的拘束適正化に関する検討項目について
  - ① 前回の振り返り
  - ② 3要件（切迫性、非代替性、一時性）の再確認
  - ③ 身体拘束を行っている入居者がいる場合  
3要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて利用者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し拘束の解除に向けて検討します。
  - ④ 身体的拘束を開始する検討が必要な利用者がある場合  
3要件の該当状況、特に代替案について検討します。
  - ⑤ 今後やむを得ず身体的拘束が必要であると判断した場合  
今後医師、家族様との意見調整の進め方を検討します。
  - ⑥ 今後の予定（研修・次回委員会）
- (5) 記録及び周知  
委員会での検討内容の記録様式（法人内独自議事録）を定め、これを適切に作成・説明・保管するほか、委員会の結果について、従業者に周知徹底します。

### 3 身体拘束等適正化のための研修

身体的拘束適正化のための従業者について、職員採用時のほか、定期的な研修を実施します。研修の記録にあたっては、実施者、実施日、研修名、内容（研修概要）を記載した記録を作成します。

### 4 緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合の対応

- (1) 3要件の確認
  - ・切迫性（利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと）
  - ・非代替性(身体的拘束を行う以外に代替する介護方法が無いこと)
  - ・一時性（身体的拘束が一時的なものであること）
- (2) 要件合致確認  
利用者の態様を踏まえ委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体的拘束を実施することとしますが、拘束の実施後も日々の態様等を参考にし、委員会です定期的に再検討し解除へ向けて取り組みます。
- (3) 記録等  
緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合、次の事項について具体的に本人様・家族様へ説明し書面で確認を行います。
  - ・拘束が必要となる理由（個別の状況）
  - ・拘束の方法（場所、行為（部位・内容））
  - ・拘束の時間帯及び時間
  - ・特記すべき心身の状況
  - ・拘束開始及び解除の予定（※特に解除予定を記載します）

## 5 身体的拘束等に関する報告

緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合には、身体的拘束の実施状況や利用者の日々の態様（時間や状況ごとの動作や様子等）を記録し、適正化委員会で拘束解除に向けた確認（3要件の具体的な再検討）を行います。

## 6 本指針の閲覧

本指針は、本事業所で使用するマニュアルに綴り、全ての職員が閲覧を可能とするほか、本人様や家族様が閲覧できるように施設への掲示や施設ホームページに掲載します。